2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称の変更

登録検査機関の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称
一般財団法人沖縄県環境科学センター	一般財団法人沖縄県環境科学センター	財団法人沖縄県環境科学センター

○農林水産省告示第千五百三十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十三年七月八日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十三年八月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

仮登録番号	肥料の名称	名称	住所
1　仮登録番号、肥料の名称並びに生産業者の名称及び住所			
仮生第439号	ゆうき太郎	胎内市	新潟県胎内市新和町2番10号
仮生第440号	ゆうき次郎	胎内市	新潟県胎内市新和町2番10号
仮生第441号	ゆうき花子	胎内市	新潟県胎内市新和町2番10号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県久留米市山本町耳納字赤井二三三五、二三四一、二三四二、二三五五の一、二三五五の二、二三五六の二、二三五七の一、二三五七の二、二三五八の一、二三六四の二、二三五六の一（次の図に示す部分に限る。）、字コウタケ二六五五の二七から二六五五の二九まで、二六五五の三一、二六五五の四〇、二六五五の四一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤井二三五六の二、二三五七の二、二三四一・二三五六の一・二三五七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県久留米市田主丸町益生田字花殿二二六五の四、二二六五の一三から二二六五の一六まで、字外野二二六九の六、二二六九の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町上横山字五本松二七七九、字納又二三〇五、三三〇六、字西ノ谷三三二二の一、三三二二の二、上陽町北川内字舟木三二一〇、三三三四、三三四五の三、字眞名子三九三三、字室園四六五五、四六六四、上陽町久木原字大山一七一五の一、一七一五の三、一七一六、一七一七、一七一八の一、字椎平二二五〇の一、二二五三の一、二二五五の一、二二五八の一、二二五九、二三三六、二三三九、二三五九の二、字浦谷二二五〇の二、字倉園二四六〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓字玉来三二三〇、三二三三の一、三二三三の二、三二三四の一、三二三四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市河辺北野田高屋字大木沢一〇一の一、一〇二の一、一〇三、一〇四の一、一〇五、字大谷地一八八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　立木の伐採種は、定めない。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　保安林の所在場所　秋田県北秋田市阿仁比立内字田野沢一〇の一六、一〇の一九、一〇の二一から一〇の二八まで、一〇の四四、一〇の四七、一〇の五四、一〇の五五、一〇の八一、一〇の九四、字赤井沢一九の一五から一九の二一まで、一九の二三

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備